**美保関中学校屋外運動場使用規定**

美保関地域学校施設開放運営委員会

１．施設の使用について

　　この規定は、松江市立学校施設使用条例、松江市学校施設の開放に関する規則、美保関地域学校施設開放運営委員会設置要綱による。

２．利用団体登録申請（地域開放の場合）

　　利用団体は、年度毎に、美保関中学校へ「学校施設利用団体登録申請書」と「会員名簿」、「学校施設利用申請書」を２部ずつ提出し、運営委員長、学校長の使用承認を受けること。登録は、利用会員の５人以上を美保関町内に在住する者で構成する団体に認める。

＊町内在住を確認できない場合、代表者に、住所の確認できる文書の写しの提出を求めることもある。

３．松江市立学校使用願（一般利用の場合）

　　使用の１ヶ月前までに、１ヶ月毎の利用日等を記入した「松江市立学校使用願」を２部提出し、学校長の使用承認を受けること。

４．使用の優先

　　　①学校教育活動等　　②町内利用　　　③一般利用　　④その他

５．使用簿の記入

　　・利用責任者は、屋外運動場を使用するごとに屋外運動場使用簿に記入すること。

　　（使用簿は、美保関中学校校庭側入口ポスト内にある）

６．屋外照明施設の使用

　　①利用責任者が、照明施設利用の開錠、コイン投入により点灯すること。

＊現在コイン投入システムが壊れているため、開錠の上、ブレーカーによる点灯・消灯を行う。（臨時的措置）

②使用が終了したら、施錠すること。

　　③年度末には鍵の返却を確実に行うこと。

＊鍵は、第１回利用団体連絡会で利用団体責任者が中学校から借りて、確実に管理すること。（当面の臨時的措置）

７．使用上の注意

　　①夜間の使用時間は、１９時から２２時（野球場の整備、片付けを含む）までとする。時間厳守のこと。

　　②野球場の整備を確実に実施すること。

　　　＊内野のトンボがけをすること。マウンド、バッターボックスは、きちんと足跡をうめること。

＊整備道具は、バックネット裏、器具庫横にきちんと片付けること。

　　③校地内すべてで水分補給以外の飲食は禁止する。出したゴミは持ち帰ること。

　　④校地内、施設内のすべて、禁煙とする。（指導者、利用者等全員）

⑤中学校駐車場は、校門近くの白線で囲まれた部分とする。その他の場所、屋外運動場内に駐車しないこと。（スクールバス全路線の運行終了後であれば、体育館前も可とする）

⑥トイレは、多目的広場のトイレを使用すること。

⑦登録内容や利用計画を変更する場合や、異常が発生した場合はすみやかに連絡すること。

美保関中学校　℡（７２ー３８３８）　（※平日８：１０～１６：５５に限る）

８．施設、設備の破損については、利用団体で弁償すること。

９．使用料の支払い（一般利用の場合）

　　松江市より支払い請求がある。

１０．上記の使用規定に反する場合、利用団体登録・使用を中止にする。

　　　附　則　　この規定は、令和６年２月２０日から施行する。